

《注意》 工事着工前に申請が必要です！

# 令和4年度 足立区省エネルギーリフォーム補助金のご案内

足立区内の住宅に省エネルギーリフォーム工事を実施した方に、  
足立区が補助金を交付します。



足立区は2050年までに  
二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。

## 1 補助金額

**上限額 5万円**

- ※ 補助対象経費（施工する製品本体、部材の購入および設置工事に要する消費税を除いた費用）の1/3
- ※ 廃材処分費など設置に直接関わらない費用、「諸経費」など内容が明確でないもの、リース・レンタルに係る費用を除く。

## 2 申請受付期間

令和4年4月11日から令和5年1月31日まで

- ※ 受付期間内でも、予算に達した時点で受付は終了します。  
受付状況は、足立区のホームページをご覧ください。

## 3 利用できる方

- (1) 足立区内に住民登録がある個人の方
- (2) 足立区内の自らが居住する既存の住宅（住民登録地と同一で、自らが居住する住宅部分に限り、共有部分は除く。また、新築を除く。）に、以下のいずれかの改修工事を実施すること。  
ただし、遮熱塗装においては、集合住宅を除く。

改修工事の種別	改修工事の内容
ガラス・窓の交換	既存のガラスや窓を、中央部の熱貫流率が <b>2.33以下</b> であるものに交換すること。
内窓の新設	既存の窓の内側に新たにガラス中央部の熱貫流率が <b>2.33以下</b> である窓を設置すること。
断熱材の設置	熱伝導率が <b>0.041以下</b> である断熱材を設置すること。ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材の場合は、R値（熱抵抗値）が <b>2.7以上</b> であること。
遮熱塗装	近赤外線領域における日射反射率が <b>50%以上</b> の塗料で塗装すること。

【お問い合わせ・提出先】

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
足立区環境部環境政策課管理係（南館11階）  
電話：03-3880-5935  
Email：kankyoseisaku@city.adachi.tokyo.jp



足立区

【販売店】

## 4 その他の補助金申請要件

- (1) 申請時に工事の着工前であること。
- (2) 令和5年2月28日までに工事を完了し、令和5年3月31日までに完了報告を行えること。
- (3) 補助対象経費が、リフォームの場合は税抜き5万円以上であること。
- (4) 住民税の滞納が無いこと。
- (5) 同一年度内に、本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象工事を行う種別が、過去5年以内に本要綱に基づく補助金の交付対象となっていないこと。
- (7) 補助対象工事について、区から他に補助に係る交付決定を受けていないこと。

## 5 手続きの流れ

- (1) 工事着工前に環境政策課へ、以下の「6 申請書類」を提出してください（郵送可）。  
⇒申請後1か月から2か月程度で、審査結果および完了報告の手続きについて郵送でお知らせします。
- (2) 工事終了後、1か月以内に完了報告を提出してください（郵送可）。  
⇒完了報告後1か月から2か月程度で、確定した内容および、振込の時期等を郵送でお知らせします。

## 6 申請書類

- 申請書など“第○号様式”と記載があるものは、足立区HPからダウンロードできます。

<input type="checkbox"/>	1	補助金交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	2	建物部分の不動産登記事項証明書（自己所有の住宅の場合は不要）
<input type="checkbox"/>	3	見積書（補助対象工事に要する経費の内訳を記載したもの）の写し ※ <b>申請者名のものに限る。</b>
<input type="checkbox"/>	4	施工予定の製品の形状、規格、性能等が分かるパンフレットやカタログ等の写し ※ ガラス・窓の場合は熱貫流率、断熱材の場合は熱伝導率やR値、遮熱塗装の場合は日射反射率がそれぞれ明記されていること。
<input type="checkbox"/>	5	建物の平面図または立面図（施工箇所および内容を明示したもの）
<input type="checkbox"/>	6	改修工事着手前の現況カラー写真（建物の平面図と照合ができるもの）
<input type="checkbox"/>	7	自己所有でない建物または共有名義の建物に改修工事を実施する場合は、承諾書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	8	令和3年1月1日の住民登録地が足立区以外の場合は、令和3年度住民税納税証明書または非課税証明書（発行後3か月以内の原本）

## 7 完了報告に必要な書類

1	完了報告書（第7号様式）
2	改修工事にかかる領収書の写し（ローンによる支払いの場合は、ローンの契約書の写し）
3	領収書の内訳を記載した書面の写し ※ <b>申請者名のものに限る。</b>
4	改修工事後の完成カラー写真（申請時の平面図または立面図、写真、カタログ等と照合できるもの）
5	補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）

【お問合せ・提出先】

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区環境部環境政策課管理係（南館11階）

電話：03-3880-5935

Email：kankyoseisaku@city.adachi.tokyo.jp

足立区 省エネルギーリフォーム補助金

検索

